

さいたま市北区告示第6号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で処理したので、同条第4項の規定によりこれを告示する。

令和8年5月21日

さいたま市北区長 五島 みゆき

1 対象者

- 次の表のとおり

氏名	住民票上の住所	職権消除年月日
HAN PENG 韓 鵬	埼玉県さいたま市北区日進町2丁目955番地2 ハイホーム大宮日進305号	令和8年5月20日
LI DAN 李 丹	埼玉県さいたま市北区日進町2丁目955番地2 ハイホーム大宮日進305号	令和8年5月20日

2 連絡先

- 担当 さいたま市北区役所区民生活部区民課記録係
- 電話 048（669）6034